

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」締結の公募

(一般土木工事・維持修繕工事)

建設業は地域のインフラの整備や維持管理等の担い手であると同時に、地域経済、雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担っています。

平成23年3月11日発生の東日本大震災では、利根川下流河川事務所管内でも河川施設等に数多くの被災を受けましたが、協定締結建設業者各位の迅速な対応により災害応急復旧を早期に完了しています。

このように協定締結により、災害時における迅速な対応が可能と判断され、次のとおり協定の締結を希望する建設業者を公募します。

協定締結を希望する建設業者は、下記の公募説明書により応募資料を作成し提出願います。

なお、本協定締結の公募は工事発注ではありませんので、現場説明資料等の送付及び入札は行いません。

令和7年1月17日

国土交通省 関東地方整備局

利根川下流河川事務所長

小渕 康正

記

1. 協定の概要

- | | |
|---------|--|
| (1) 名 称 | 「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」 |
| (2) 目 的 | 本協定は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所が管理する河川施設等で洪水・津波・地震等の災害が発生した場合等、災害応急復旧を実施するにあたり、これに必要な建設機材、資材、労務等について、双方がその確保及び動員の方法等を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。 |
| (3) 内 容 | 協定書（案）及び協定締結予定区間（別紙資料－1，－2，－3）のとおり。 |
| (4) 期 間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。 |
| (5) その他 | 本協定の締結者は、関東地方整備局が発注する工事の総合評価落札方式の競争入札方式において、「企業の技術力」における「地域貢献度（災害協定の有無）」として評価されます。 |

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者において「一般土木工事（等級は問わない）」又は「維持修繕工事」のどちらかに申請を行い認定されている者（定期受付において申請をおこない受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされる者）であること。（会社更生法（平成14年法第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の

決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。なお、本公募の応募時に令和 7・8 年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者に申請中の者は、令和 7 年 4 月 1 日の協定開始日までに、「一般土木工事（等級は問わない）」又は「維持修繕工事」のどちらかが令和 7・8 年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者に認定されていること。認定されていない場合は本協定への応募を無効とする。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) (2) の「一般土木工事（等級は問わない）」または「維持修繕工事」に認定されている者のうち、千葉県・茨城県内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく本店、支店又は営業所（以下「本支店等」という。）を有すること。

なお、本支店等の単位で本公募に応募することができるものとするが、その場合でも①から④の同一区間へ法人又は個人の本支店等からの応募は重複できないものとする。

「協定締結予定区間」

1) 協定締結予定区間（別紙－1、別紙－2、別紙－3）

①取手（利根川右岸）・安食・北千葉区間

◇利根川（右岸）

利根川上流河川事務所との管理境界 ～ 安食出張所

◇手賀川左右岸 7.7k～手賀川 0k、北千葉第一機場、第二機場、北千葉導水施設（大堀川注水施設を含む）

②取手（利根川左岸・小貝川）・竜ヶ崎・金江津区間

◇利根川（左岸）

利根川上流河川事務所との管理境界 ～ 金江津出張所

◇小貝川左右岸

JR 常磐線（7.0k）～利根川合流点

③管理課分室（左岸）・小見川（左岸）・銚子（左岸）区間

◇利根川（左岸）

管理課分室～ 銚子出張所

④管理課分室（右岸）・小見川（右岸）・銚子（右岸）区間

◇利根川（右岸）

管理課分室～ 銚子出張所

- (5) 千葉県・茨城県内の公共工事※1（「一般土木工事」又は「維持修繕工事」）に関して、平成 21 年 4 月 1 日以降に、元請けとして受注し、完成・引渡し完了した工事の施工実績（当該工事の評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）

なお、上記に該当する工事实績はないが、本公募に応募時点で千葉県・茨城県の工事（「一般土木工事」又は「維持修繕工事」）を、元請けとして受注し、令和 7 年 3 月 31 日迄に完成予定の工事（以下「施工中工事」という）を有する場合も応募することができる。この場合、上記の工事实績のある業者と同様に審査し、その結果を通知する。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、当該共同企業体にかかる協定書に規定された分担工事※2 の実績のみ施工実績として認める。

※1 公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条 2 項に

記載のある工事を言う。

※ 2 分担工事とは、共同企業体協定書に記載された工種を言う。

- (6) 直接的かつ恒常的な雇用関係（恒常的な雇用関係とは、本公募への応募時点の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。）の有る本協定に基づく工事契約時に主任又は監理技術者として配置できる資格保有者等が在籍していること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 応募資料の作成及び提出に関する事項

応募資料に記載する項目及び審査項目は次のとおり。

(1) 応募者の本支店等の所在地について

2. (4). 1) の協定締結予定区間の中で協定締結を希望する区間（①から④）と応募者の本支店等（以下「応募者の拠点」という。）を記載すること。（別記様式－1）

なお、以下（2）から（8）については応募者の拠点毎にそれぞれ記載するものとする。

(2) 工事の施工実績等について

2. (5) に規定する応募資格があることのわかる工事の施工実績又は 2. (5) 後段の受注実績を別記様式－2 に記載すること。

また、記載する工事の工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者及び受注者の確認できる部分））の写しを必ず提出するものとする。

ただし、CORINS の記載内容で実績工事の工事内容が不明な場合のみ、最小限の図面（平面図、構造図、数量表等）を添付すること。

(3) 協定締結予定区間のうち協定締結を希望する区間及び理由について

本公募において、2. (4). 1) ①から④までの協定締結予定区間のうち、協定締結を希望する区間を記載するものとし、希望区間が複数ある場合には希望順も明記すること。また、3. (1) の応募者の拠点から希望する区間の上下流端までの距離（最長・最短）を記載し（工事車両が通行可能な公道を設定すること）、それに係る工事関係車両（作業員等の輸送車両）での所要時間を想定し、緊急時の対策依頼があった場合に迅速な対応が可能なることをもって応募するものとする。（別記様式－3）

(4) 技術者の恒常雇用について

2. (6) に規定する応募資格を有する技術者が恒常雇用されていること。

別記様式－4 は、下記（6）の人員確保計画書に記載された技術者のみでよい。

なお、恒常的な雇用関係を証明できる資料を添付すること。

(5) 災害応急復旧等に関する他の行政機関との協定締結について

本公募への応募時点で、利根川下流河川事務所以外の行政機関（国、都道府県、市区町村、特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第四十三号）第一条に示す法人））との災害応急対策又はこれに類する活動にかかる協定（以下「災害協定」という。）の締結状況について、別記様式－5 に記載すること。

なお、応募者が応募時点で建設業者団体又はこれに類する団体（以下、「建設業者団体等」という。）に所属している場合で当該団体が他の行政機関と協定を締結している場合には、その協定書の写し及び建設業者団体等に所属していることを証明する書面（写し可）も添付すること。

(6) 他の行政機関等と出動要請が重なった場合の人員確保について

災害時、応募者の拠点においては通常の営業活動が実施可能で、かつ、応募者が（5）の他の行政機関等との災害協定等に基づく業務を実行している条件下で、利根川下流河川事務所から本協定に基づく出動要請があったと仮定した場合の本協定への人員配置計画を別記様式－6 に記載すること。

なお、本公募の応募時における人員配置計画の記載内容と実際の出動人員が正当な理由なく大幅に異なる場合、又は他の行政機関等との災害協定等による出動要請が優先され、利根川下流河川事務所からの出動要請を正当な理由無く拒否した場合には、本協定の締結

を解消することがある。

また、別記様式－６の人員配置計画書には協力関係にある他の事業者（以下「協力会社等」という。）の技術者、作業員等も記載できるものとするが、その場合には協力会社等の了解を得た旨の証明書（書式自由、了解したことを示す押印したもの）も合わせて添付すること。

（７）出勤要請時に使用可能な建設機械の所有及び手配について

本公募の応募時点における建設機械の所有状況及び（５）の他の行政機関等との災害協定等による出勤要請が重なったことを想定し、本協定で使用可能な建設工事に使用する機械（以下、「建設機械」という。）を別記様式－７に記載すること。なお、応募者が所有する建設機械（以下「自社保有機械」という。）以外にも協力会社等、機材リース事業者からの借り受け機械についても確実に使用可能と判断できる場合に限り記載してもよい。

なお、建設機械が１台も配置できない場合には、協定を締結しないものとする。

（８）災害応急復旧に使用可能な建設資材の保有状況について

本公募の応募時点における建設資材の保有状況及び（５）の他の行政機関等との災害協定等による出勤要請が重なったことを想定し、本協定で使用可能な建設資材を別記様式－８に記載すること。

なお、敷鉄板については応募者が保有しているもの以外にも協力会社等、機材リース事業者等からの借り受け品でも確実に使用が可能と判断できる場合に限り記載してもよい。

（９）災害時の基礎的事業継続力の認定状況について

本公募の応募時点において、関東地方整備局長より基礎的事業継続力の認定を受けている場合は、別記様式－９に認定番号を記載すること。また、当該認定を申し込み中の場合は、申し込み書の写しを添付すること。

関東地方整備局長より基礎的事業継続力認定を受けていないが、関東地方整備局を除く行政機関より認定され、応募時点で有効な事業継続計画がある場合には、その写しを添付すること。

（１０）災害協定に基づく活動実績について

過去５年間に応募者と利根川下流河川事務所又は他の行政機関等が締結した災害協定等に基づく災害活動実績（平成２９年４月１日以降に当該活動が行われ、応募時点で完了しているもの）の有無を別記様式－１０に記載すること。

当該実績を証明するものとして契約書、又は行政機関からの感謝状等、活動の内容が解るものの写しを必ず提出するものとし、提出がない場合は実績として認めないものとする。

４．応募資料の技術審査に関する事項

- （１）提出のあった応募資料（別記様式－１～１０）の技術審査については、以下の項目について審査・評価し、協定締結の有無について「総合的に判断」する。

評価項目	評価基準		評定点
①応募者の拠点（所在地（本店・支店・営業所のいずれか）） （別記様式－１）	千葉県・茨城県内に有している		資料を受け付ける （点数評価しない）
	千葉県・茨城県内に有していない		協定を締結しない （欠格）
②工事の施工実績 （別記様式－２） ・平成２１年４月１日以降の 施工実績又は受注実績 ２．（５）の実績の有無	関東地方整備局発注の工事で <u>河川に関する</u> 一般土木・維持修繕工事の実績がある。		20 点
	関東地方整備局発注の工事で一般土木・維持修繕工事の実績がある。（道路・港湾は問わない）		10 点
	千葉県・茨城県内の公共工事で発注された一般土木・維持修繕工事の実績がある。		5 点
	実績がない。		協定を締結しない （欠格）
③協定締結希望区間と希望理由 （地理的条件） （別記様式－３）	応募者の拠点から協定締結を希望する区間の上下流端までの作業員、資機材等の搬入距離（最長最短の平均距離）。		点数評価しない
④技術者の恒常雇用 （別記様式－４） ・技術者の在籍（人数は問わない） ２．（６）の実績の有無	在籍している		資料を受け付ける （点数評価しない）
	在籍していない		協定を締結しない （欠格）
⑤災害復旧等に関する他の 行政機関との協定締結 （別記様式－５）	締結数の確認		資料を受け付ける （点数評価しない）
⑥他の行政機関等と出動要請が重なった場合の人員確保 （別記様式－６）	技術者	配置する	点数評価しない
		配置しない	欠格
	作業員	配置する	点数評価

※技術者及び作業員に自社社員を配置できない場合は「欠格」。			しない
		配置しない	欠格
⑦出動要請時に使用可能な建設機械の保有及び手配 (別記様式－７)	他の行政機関等と出動要請が重なった場合でも使用可能な建設資機材等について ※建設機械のうち、代表的な機械 1)バックホウ 0.45m ³ 以上 2)ブルドーザ 3t 以上 3)ダンプトラック 2t 車以上 4)移動式クレーン 4.9t 吊り以上の 4 機種について ※ 4 機種すべて配置できない場合 「欠格」	1) バックホウ 0.45m ³ 以上	点数評価 しない
		2)ブルドーザ 3t 以上	点数評価 しない
		3)ダンプトラック 2t 車以上	点数評価 しない
		4) 移動式クレーン 4.9t 吊り以上	点数評価 しない
		1)～4) の 4 機種配置なし	欠格
⑧災害応急復旧に使用可能な建設資材の保有状況 (別記様式－８)	・他の行政機関等と出動要請が重なった場合でも使用可能な建設資機材等について ※緊急時の復旧作業に使用する事が想定される代表的な資材 1)敷鉄板 2)土砂 3)碎石 4)シート類 5)-1 土のう袋 (一般) -2 土のう袋 (大型) の 5 項目 (6 種) について評価する。 ※敷鉄板のみリース材についても緊急時に使用できる場合には記載してもよい。	1)敷鉄板	点数評価 しない
		2)土砂	点数評価 しない
		3)碎石類 (割栗石含む)	点数評価 しない
		4)シート類	点数評価 しない
		5)一般土のう	点数評価 しない
		大型土のう (1t 用他)	点数評価 しない
⑨災害時の事業継続力の認定 (別記様式－９)	本公募の応募時点における関東地方整備局長又は他の行政機関から受けた災害時の事業継続能力の認定の有無。		点数評価 しない
⑩災害協定に基づく活動実績 (別記様式－10)	平成 29 年 4 月 1 日以降、行政機関との災害協定に基づく災害活動実績の有無。		点数評価 しない

5. 応募のための手続き等

(1) 応募資料の提出のための各別記様式 (1～10) の入手・記載内容についての問い合わせ期間、連絡先は以下のとおり。

期 間：令和 7 年 1 月 17 日 (金) から令和 7 年 2 月 14 日 (金) までの土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
連絡先：〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149
利根川下流河川事務所 管理課（4階）
電話 0478-52-6368

（2）応募資料の提出及び受付期間等

応募資料の提出、受付期間及び受付時間は以下によるものとする。

受付場所へは、紙による印刷物（割印：正1部・副1部 計2部）を持参、託送（書留郵便等の配達確認ができるもの）とし、電送（ファクシミリ）での提出は受け付けない。

なお、提出する応募資料は必要最小限とすること。

受付期間：令和7年1月17日（金）から令和7年2月14日（金）までの土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

受付場所：〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

利根川下流河川事務所 管理課（4階）

電話 0478-52-6368

※応募資料を持参する場合は、事務所1階に設置してある電話で管理課まで連絡して下さい。（事務所各課へは直接入室出来ません）

（3）応募資料の書類は表紙（社印を押印したもの）を1項とした通し番号を付するとともに全項数を表示すること。（1／〇〇から〇〇／〇〇）

（4）応募資料の提出後、必要に応じてヒアリングを実施することがある。実施する場合には別途連絡する。

（5）応募資料類の審査基準日は令和7年1月17日（金）のため、2.（5）の工事契約案件をもって本協定に応募したものは仮審査とし、完成・引渡し完了したことが確認された時点で本審査終了とする。

6. 協定締結者への通知

応募者から提出された応募資料を審査・評価し総合的に判断したうえで協定締結者を選定するものとし、令和7年3月12日（水）までに選定者へ郵送にて通知することを予定している。

なお、2.（5）後段の工事契約案件をもって本公募に応募したものについては仮審査の結果通知であり、当該工事の完成・引渡し完了し、大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評価点合計が65点以上である通知を応募者が受け取った日以降に本協定の締結を行うものとする。

7. 非選定に関する事項

（1）提出のあった応募資料を審査、評価し協定締結を結ばないこととなった者に対しては、締結しないこととなった理由（非締結の理由）を書面にて、利根川下流河川事務所長より令和7年3月12日（水）までに通知することを予定している。

（2）上記（1）の通知を受けた者は、利根川下流河川事務所が通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を含まない）以内に書面により、利根川下流河川事務所長に対して、非締結となった理由の説明を書面にて求めることができる。

なお、この場合の書面は持参するものとし、郵送又は電送（ファクシミリ）及び電子メールによるものは受け付けない。

（3）上記（2）の受付は次のとおり。

受付窓口：〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

利根川下流河川事務所 管理課（4階）

電話 0478-52-6368

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

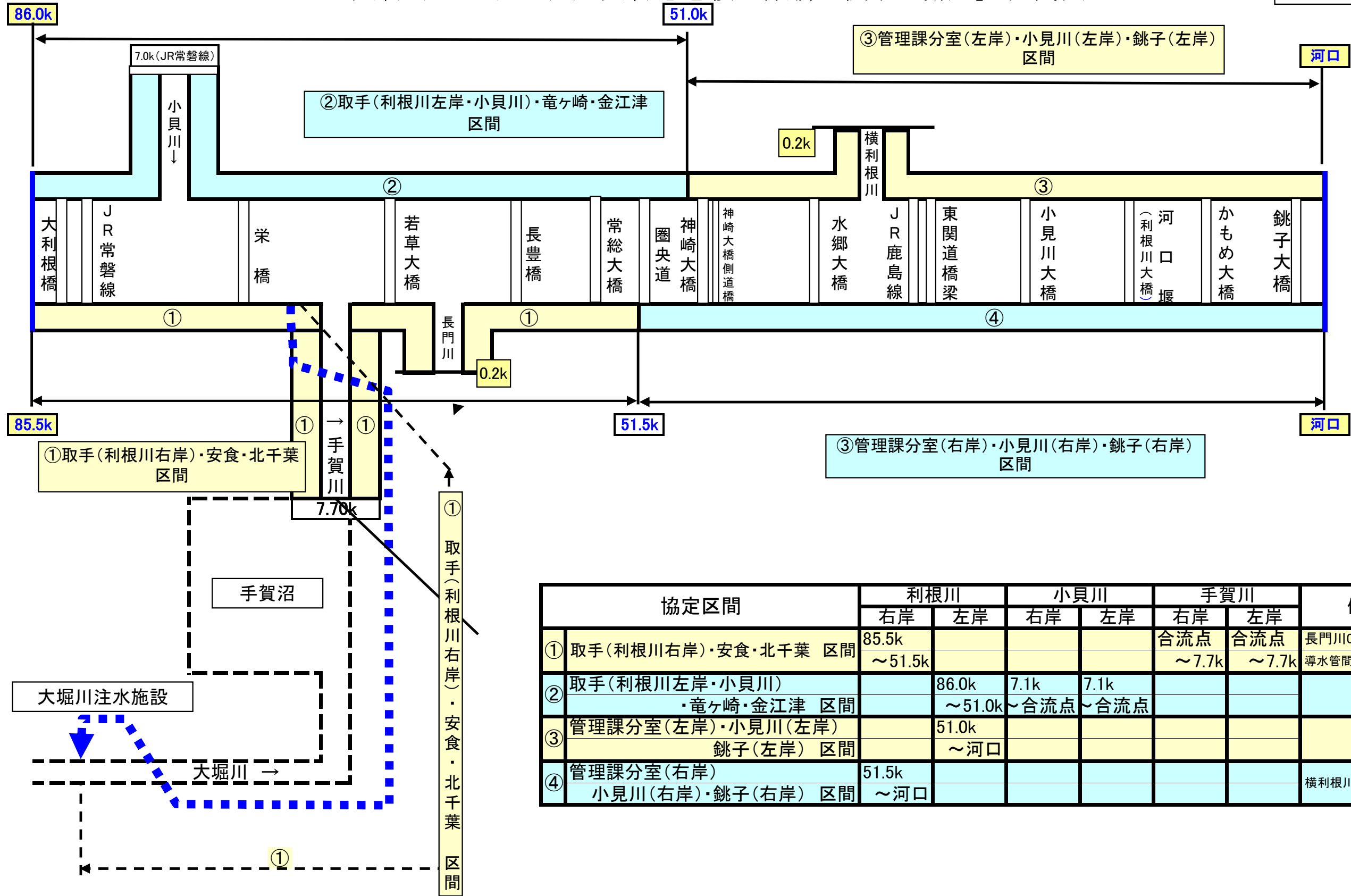
- (4) 利根川下流河川事務所長は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休祭日を含まない）以内に書面により回答する。

8. その他

- (1) 本応募に係る応募資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった応募資料は、本公募のための審査評価以外の目的で応募者に無断で使用しません。
- (3) 提出のあった応募資料に虚偽の記載をした者は、本公募の審査評価の対象としないこと及び協定締結後に記載内容に虚偽内容が見つかった場合は、協定締結を無効とする。
- (4) 提出のあった応募資料等は返却しないものとし、受付期限日以降の応募資料等の差替え及び再提出は受け付けないものとする。
- (5) 本応募（応募資料）の他社の提出状況・記載内容等の問合わせには応じません。
- (6) 災害協定を締結する業者の選定は、各協定締結時の配置区間毎に10社程度とし、「4. 評価項目」による総合的な判断で選定する。総合的な判断の結果、第2希望の区間に配置される可能性がある。なお、災害の状況によっては、配置区間外の対応について協議し要請をする可能性がある。
- (7) 協定締結期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とするが、令和8年3月末日及び令和9年3月末日までに、翌年度も本協定の継続が可能であることを証明する書面（上記、3.（4）から（8）の関係様式）を提出すること。
提出がない場合は、協定締結を無効とすることがある。

災害時における「河川災害応急復旧業務に関する協定」 区間図

別紙－1



協定区間		利根川		小貝川		手賀川		備考
		右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	
①	取手(利根川右岸)・安食・北千葉 区間	85.5k ～51.5k				合流点 ～7.7k	合流点 ～7.7k	長門川0.2k区間含み 導水管間施設区間含む
②	取手(利根川左岸・小貝川) ・竜ヶ崎・金江津 区間		86.0k ～51.0k	7.1k ～合流点	7.1k ～合流点			
③	管理課分室(左岸)・小見川(左岸) 銚子(左岸) 区間		51.0k ～河口					
④	管理課分室(右岸) 小見川(右岸)・銚子(右岸) 区間	51.5k ～河口						横利根川0.2k区間含む

別紙 - 2



気象庁発表地点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	(旭町) 柏市	(柏) 柏市	(大島田) 柏市	(我孫子) 我孫子市	(井野) 取手市	(寺田) 取手市	(藤代) 取手市	(市役所) 龍ヶ崎市	(布川) 利根町	(大森) 印西市	(笠神) 印西市	(安食台) 栄町	(源清田) 河内町	(猿山) 成田市	(須賀津) 稲敷市	(神崎本宿) 神崎町	(伊佐津) 稲敷市	(結佐) 稲敷市	(市役所) 香取市	(佐原平田) 香取市	(辻) 潮来市	(羽根川) 香取市	(溝口) 神栖市	(笹川) 東庄町	(波崎) 神栖市	(高生) 旭市	(若宮町) 銚子市	(川口町) 銚子市	(小畑新町) 銚子市	(佐原諏訪台) 香取市	
取手出張所管内					○	○	○	○	○																						
北千葉導水路管理支所	○	○	○	○					○	○																					
竜ヶ崎出張所管内							○	○	○	○	○		○																		
安食出張所管内									○	○	○	○	○	○			○														
金江津出張所管内												○	○	○	○	○	○														
管理課分室															○	○		○	○	○	○										○
小見川出張所管内																						○	○	○							
銚子出張所管内																								○	○	○	○	○	○	○	



利根川下流河川事務所管内
地震震度観測地点(◎)

出張所・支所 管理区間・位置 ●

青文字：災害協定締結区間

